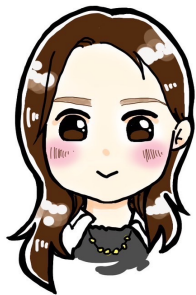


先日、他の講義で出された課題のために、障害のある子どもをもつ保護者から聞き取りを行った。その際、保護者の一番の心配事が、自分が亡くなった後どうするのか、ということであった。本講義においても動画#1の亜由未さんの件で話題に出たように、保護者にとって重要なこの「親亡き後問題」の解決策を、今回明らかにしたい。

◆「親亡き後問題」の本質は、「障害のある子の将来に対する不安」である。子どもの生活に焦点をあてて考えることで、予想される未来が見えてくる。◆まずは、生活を支援することが必要だろう。そのために、「成年後見制度」がある。家庭裁判所が成年後見人を選任することで、専任以降は成年後見人が障害のある方の生活支援やお財布の管理を行っていく。また、生活拠点の維持も大きな問題である。生活を支援してくれるサビスの利用や、施設への入所が必要になる。しかし、重度の障害がある場合、本人一人で契約することは難しい。そのためにも成年後見人の選任が重要である。◆親が亡くなった時、事務的な手続きや葬儀の手配なども発生する。親の死後のさまざまな手続きを行うことは現実的に難しい。対応策としては、親が信頼できる親族や専門家と契約を結び、自身の死後の事務をあらかじめ依頼しておく「死後事務委任契約」の締結が安心である。◆親亡き後、子ども名義にした金銭などの財産はどうなるのか。それは成年後見人を選定している場合、財産は成年後見人と裁判所の管理下に置かれる。障害のある子本人が亡くなった場合、相続人がいる場合はその相続人に承継される。しかし相続人がいない場合は、原則、国の物となる。

「親亡き後問題」を考える

重複障害児教育総説レポート



熊本大学で
特別支援教育を学ぶ

◆これまで述べてきたことをもとに、解決策を考える。まずは、成年後見制度を利用することだ。誰が後見人になるかを決める権限は家庭裁判所にあるため、希望の人が選ばれない可能性は十分に留意すべきことである。二つ目に、遺言を利用することである。親の意思を明確に記す必要がある。三つ目に、自治体や専門機関の相談窓口を利用するということがある。様々な情報やアドバイスを得ることができるところであろう。◆親が動けるうちに情報を得て、進めていくことが必要である。とはいえ、私はこれを書いていくうち、社会のおかしさも感じてきた。親が頑張らなければいけないことなのか。「裁判所に行かないといけない。」という話は聞き取りの際に聞いていたが、障害があるから特別な手続きが必要なのか。なぜ障害がある側が頑張るのか。障害を作っている側の社会が頑張るべきではないか。社会制度が整っていないと言わざるを得ない。◆私たちの目指す社会は、少数派を排除するものではない。少数派も多数派も皆一緒に暮らす共生社会である。親亡き後も重複障害児・者を社会全体で支えていくことが求められる。そのために、私たちができることは、「事実を知る」ことである。正しい知識を基に、全ての方と関わり、つながっていきたい。

